



地域の子もたちの安全を願う見守り隊

# 第5章 快適な生活と 交流を支える 活力あるまちづくり

「第5章」快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり

【第1節】 市内情報ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 携帯電話不感地域の解消</li> <li>2. 行政サービスの高度化・効率化の推進</li> <li>3. 地域産業活性化のための情報化の推進</li> <li>4. 情報化社会に向けた人づくりの推進</li> </ul>
【第2節】 道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 生活基盤としての交通網の整備</li> <li>2. 適正な道路管理の推進</li> </ul>
【第3節】 災害に強いまちづくり (防災体制の充実)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 危機管理体制の構築</li> <li>2. 基盤整備、耐震・風水害対策の強化</li> <li>3. 地域防災体制の充実</li> </ul>
【第3節】 災害に強いまちづくり(消防・救急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 消防体制の強化</li> <li>2. 火災予防対策の推進</li> <li>3. 救急救命体制の強化</li> </ul>
【第4節】 交通安全・防犯対策の推進 (交通安全対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全教育と啓発の推進</li> <li>2. 交通安全施設の整備</li> </ul>
【第4節】 交通安全・防犯対策の推進 (防犯対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 防犯対策の支援・充実</li> <li>2. 安全な消費生活の確保</li> </ul>
【第5節】 新しい交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 既存公共交通の運行確保</li> <li>2. 新しい公共交通システムの構築</li> </ul>
【第6節】 住環境の整備(住宅・公園の充実)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅環境の充実</li> <li>2. 公園・緑地の整備促進</li> </ul>
【第6節】 住環境の整備(上下水道の整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安定供給体制の確立</li> <li>2. 水道事業の健全な財政運営</li> <li>3. 下水道施設の維持管理・水質保全</li> <li>4. 下水道事業の健全な財政運営</li> </ul>
【第7節】 有効な土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 計画的な土地利用の推進</li> <li>2. 地籍調査の推進</li> </ul>

# 第1節 市内情報ネットワークの充実

## めざすまちの姿

高速インターネット・携帯電話などの情報通信が利用できる環境が整備され、市民が情報化社会にふさわしい便利な生活を実感できるまちをめざします。

## 現状と課題

情報通信技術の急速な進展により、パソコンや携帯電話をはじめとする情報機器が普及し、現在では市民生活を支える重要な社会基盤となっています。

本市では、平成19年度～平成21年度に実施した地域情報通信基盤整備事業によって、情報通信基盤（光ファイバー網）を整備し、高速インターネット・各家庭への連絡手段の地域格差を解消したものの、携帯電話については、山間部の谷間など一部地域で依然として不感地域が存在し、採算性の面から通信事業者によるサービス展開が厳しい状況にあります。

今日の情報通信技術の進展に伴い、行政サービスに対する市民ニーズも高度化・多様化している中、市民から行政に対しては、インターネットを通じた行政情報・地域情報の提供、さらには行政への各種申請手続などの手段として、情報通信技術を活用した市民サービスの展開が望まれています。さらに情報通信基盤を利用し、様々な分野における行政と市民による双方向通信システムの導入・活用を進めていくことも検討する必要があります。

また、市民の情報リテラシーの向上が課題であり、小・中学校などの児童・生徒、高齢者をはじめとする情報弱者のコンピュータ活用能力の向上を支援するための機会を提供することが必要です。

## まちづくりアンケート調査結果

情報化社会に対応したまちと市民が思う割合  
平成22年度 51.9%

## 市民・事業者等と行政の役割

### 市民・事業者等の役割

- 情報通信技術による行政情報や行政サービスの積極的な利用に努めます。

### 行政が果たす役割

- 地域情報化計画を計画的に進めます。
- 携帯電話の不感地域の解消に向け、民間事業者に不感解消の要望を行います。
- 電子自治体を進めます。
- 市民の情報リテラシーの向上を図る機会を提供します。

## 取り組みのあらまし (個別施策の展開)

### 1. 携帯電話不感地域の解消

- 通信事業者に対し市の光ファイバーの予備芯線を貸し出すなど、積極的な要望活動に努め、携帯電話の不感地域の解消に向け取り組みを推進します。

### 2. 行政サービスの高度化・効率化の推進

- 行政全般にわたる業務の効率化、庁内の情報の共有化、事務処理の迅速化・簡素化等を図るため、全庁横断的に費用対効果、優先順位等を勘案し、効率的、効果的な情報化の構築を推進します。

- 従来、窓口で行ってきた申請手続について、情報通信技術を活用し、家庭や職場から行えるようにするなど、情報化社会に対応した行政サービスの提供を推進します。このため、電子申請の必須となる住民基本台帳カードの普及に向け取り組みます。さらに、電子入札についても実施に向けて取り組みます。

- 少子高齢化社会の到来に伴い、宍粟市においても一人暮らし、高齢者世帯が増加しており、日常的に高齢者を見守ることや健康管理を支援するため情報通信技術を活用し推進します。

### 3. 地域産業活性化のための情報化の推進

- 本市のホームページに掲載されている観光情報、特産物の宣伝、宿泊施設の紹介等により多くアクセスしてもらう方法を検討し地域産業の活性化を図ります。

### 4. 情報化社会に向けた人づくりの推進

- セキュリティポリシーの継続的な見直しを行うとともに、万が一の事態に備えた体制づくりに努め、職員に対する情報セキュリティ教育を実施します。また、宍粟市個人情報保護条例を遵守し、安全性に十分配慮のもと、市民サービスの向上に努めます。
- 市内の情報化を進める上では、市民の情報リテラシーの向上が不可欠であります。このため、小・中学校などの教育現場における児童・生徒の情報リテラシー向上をはじめ、全ての市民、特に高齢者など情報弱者のコンピュータ活用能力の向上を支援するため、パソコン教室などを充実します。

## 重点事業

移動通信施設整備事業・電子申請、電子入札システム導入事業

## まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
住民基本台帳カード発行件数 (累計)	件	1,764	2,200	2,900	3,600

## 第2節 道路網の整備

### めざすまちの姿

道路が持つ多面的な機能が十分に発揮され、市民が安全で快適な生活を送ることができる道路網が整備されたまちをめざします。

### 現状と課題

道路は、歩行者や自動車の交通移動基盤だけでなく、市民生活や地域の経済活動、地域との交流を支える重要な社会基盤です。

本市の道路網は、南北に縦貫する国道29号、県道若桜下三河線、養父穴栗線が縦断し、東西は国道429号、県道穴栗下徳久線が横断し骨格を形成しています。

市道の道路整備状況を見ると、平成22年4月1日現在、1,399路線、延長約585km、舗装率85.9%、改良率51.1%となっていますが、山間部の集落間を結ぶ道路未改良部分や市内全域には狭隘な道路が多く、災害時における孤立集落の発生や緊急車両が進入できないなど、市民生活の安全性や利便性の確保が課題となっています。

また、市内の国道や県道においても、幅員が狭小で歩道未設置区間が児童・生徒の通学路となり、通行上大変危険であるため早期解消を図る必要があります。

道路管理では、日常的なパトロールの実施や補修計画により適正な維持管理を行うとともに、市民活動による美化や清掃活動が行われることが期待されます。

### 市民・事業者等と行政の役割

#### 市民・事業者等の役割

- 清掃や除草、植栽の管理など道路の維持管理作業について行政との協働に努めます。
- 身近な道路の損傷状況や障害物などについて、市に報告するように努めます。

#### 行政が果たす役割

- 市民が安全で快適な生活が送れるよう道路整備を推進します。
- 市民等との協力のもと、適正な道路管理に努めます。

### 取り組みのあらまし (個別施策の展開)

#### 1. 生活基盤としての交通網の整備

- 市内の交通流動円滑化のため、幹線道路の計画的かつ効率的な整備を進めます。また、兵庫県の合併支援道路や主要地方道の拡幅・改良整備に努めます。
- 未改良部分・狭隘道路の計画的な整備を進めていきます。
- 災害時の道路網寸断による孤立集落の防止のため迂回路など防災道路の整備を進めます。

#### 2. 適正な道路管理の推進

- 日常のパトロールにより道路状況を正確に把握し、計画的な維持補修に努めます。また、災害などの緊急時や除雪作業など迅速な対応ができるように道路管理に努めます。
- 道路の美化・保全のため、市民と協働しながら道路環境の美化・保全に努めます。

### 重点事業

道路新設改良事業・道路、橋梁維持補修事業



### まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
道路改良率	%	51.1	51.3	51.5	51.7

※道路改良率とは、道路幅員が4.0m以上に改良された道路です。

## 第3節 災害に強いまちづくり (防災体制の充実)

### めざすまちの姿

防災基盤の整備が推進されるとともに、市民の災害への備えや防災意識の高揚及び自主防災組織の強化が図られ、市民生活を脅かす危機（自然災害、感染症など）に対し、迅速かつ適切な対応ができるまちをめざします。

### 現状と課題

近年の異常気象により、地震や台風、局地的な集中豪雨などの自然災害による大きな被害が全国的に発生している中、本市においても、平成21年8月の台風第9号により、住宅被害559件、河川101箇所、市道81路線、農地138件など甚大な被害を受けました。このことを契機に「宍粟市台風第9号災害検証及び復興計画検討委員会」を設置し、災害の検証と対策及び復興について提言がなされ、これを「宍粟市災害復興計画」と位置づけました。

今後は、この災害復興計画に基づき、自主防災組織・消防団・行政との防災体制の強化、関係機関との情報を共有するネットワーク化の構築、災害・避難情報の伝達手段の周知徹底など、災害に備えた危機管理体制の強化が必要となっています。

さらに、新型インフルエンザなどの感染症対策や、武力攻撃事態に備えて、国民の生命・身体・財産の保護をする国民保護対策など、あらゆる危機を防除し軽減するために、「地域防災計画」や「国民保護計画」などに基づき総合的な危機管理体制を構築することが必要となっています。

### まちづくりアンケート調査結果

災害に対し避難場所の確認や非常用持出品の備えができていない市民の割合  
平成22年度 32.2%

### 市民・事業者等と行政の役割

#### 市民・事業者等の役割

- 日頃から、様々な災害を想定し、それに応じた防災対策に努めます。
- 自主防災組織による訓練に積極的に参加し、必要な知識や技術の取得に努めます。
- 自分の命は自分で守る自助の意識を持つように努めます。

#### 行政が果たす役割

- あらゆる危機に備えて危機管理体制を整備します。
- 基盤整備を推進し、災害対策に努めます。
- 関係機関との連絡体制の整備、自主防災組織の育成など地域防災の充実を図ります。

### 取り組みのあらまし (個別施策の展開)

#### 1. 危機管理体制の構築

- 自然災害、感染症、武力攻撃などのあらゆる危機に対し迅速かつ適切に対応するため、総合的な危機管理体制を整備します。
- 職員の危機管理意識の向上や訓練に取り組み、危機管理能力を強化します。

#### 2. 基盤整備、耐震・風水害対策の強化

- 急傾斜地崩壊対策事業、河川改修、橋梁の耐震化など、危険箇所の安全対策の推進に努めます。
- 山腹崩壊地及び浸食や異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地において、災害の防止・軽減を図るため治山事業に努めます。

#### 3. 地域防災体制の充実

- 自主防災組織に対して防災訓練の実施を促し、市民の防災知識や意識の啓発に努めます。
- 自主防災組織・消防団・行政との防災体制の強化を図ります。
- 県・警察などの関係機関との情報を共有するネットワーク化に向けて整備します。

### 重点事業

災害対策啓発事業・危機管理体制整備事業・急傾斜地崩壊対策事業・治山事業・自主防災組織支援事業



総合防災訓練(千種町)

### まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
自主防災組織指導回数(累計)	回	16	78	117	156
ひょうご・しそ防衛ネットの加入者数(累計)	人	537	6,800	11,000	13,500
フェニックス共済加入世帯数(累計)	世帯	2,140	2,700	3,100	4,100
防災マップ、台帳作成団体数(累計)	団体	24	68	112	156
急傾斜地崩壊対策事業実施箇所数	箇所数/年	1	3	2	1

### 第3節 災害に強いまちづくり(消防・救急)

#### めざすまちの姿

消防・救急体制が充実するとともに、市民の防火・救命に関する意識が高まり、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

#### 現状と課題

近年、社会情勢の変化により、火災や事故、自然災害などの様相は、複雑多岐に及んでおり、これらの災害などによる人的・物的被害を最小限に抑えるとともに、緊急時の即応体制の強化が求められています。

本市においても、火災や救急、大規模災害などの不測の事態に適切に対応するため、消防車両や高規格救急車、消防資機材の計画的な整備・更新が必要です。

また、地域防災では、火災発生時の消火活動、地震や風水害の大規模災害発生時の救助・救出活動において、地域の消防団が重要な役割を担っていますが、団員の確保が困難な地域もあり、消防団組織の強化が必要となっています。

防火対策では、あらゆる機会に火災予防の啓発を行い、市民の防火意識の高揚を図るとともに、防火対象物や危険物施設などの事業所への査察や検査を行い、火災予防が的確に実施されるよう指導が必要です。

救急出動では、平成17年度をピークに減少傾向にあります。利用者の約半数が軽症であることから、救急医療への理解を深め、節度ある利用に向けた啓発が必要です。

また、救急患者の搬送と受入れを円滑かつ確実にするため、関係機関と連携しながら絶えず救急医療体制の検証と見直しを実施し、救命率の向上に努める必要があります。さらに、救急救命士の養成や高度救命用資機材の整備、AEDを使用する救命講習会の実施など市民による応急手当の普及啓発を推進し、病院到着前の救護を充実する必要があります。

#### 市民・事業者等と行政の役割

##### 市民・事業者等の役割

- 「自分の生命・財産」は、自分で守っていくという自助の意識を高めるように努めます。
- 日頃から火災予防に努めます。
- 救急救命活動に必要な知識や技術の取得に努めます。
- 救急車の節度ある利用に心がけます。

##### 行政が果たす役割

- 市民の生命と財産を災害から守るため、消防体制を強化します。
- 日頃からの防火意識の啓発に努めます。
- 救急救命体制の強化を図ります。

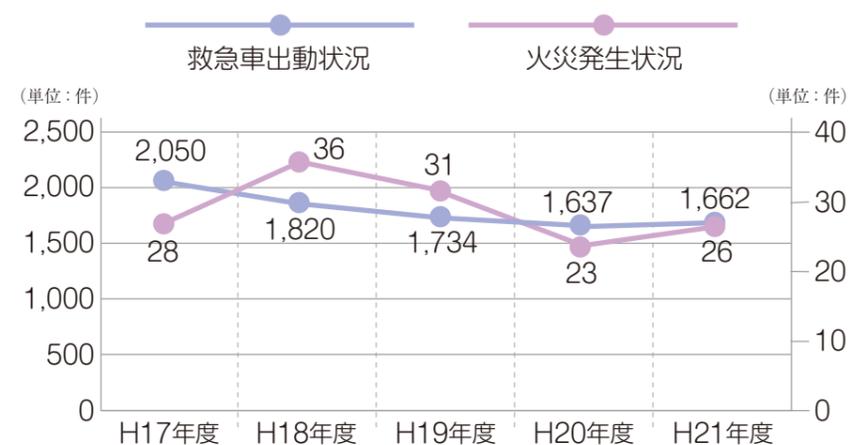
#### 取り組みのあらまし

##### (個別施策の展開)

##### 1. 消防体制の強化

- 消防救急無線のデジタル化に向け、消防救急無線設備の整備を進めます。
- 消防施設整備計画に基づき、消防・救急需要の高度化に対応した消防車両や高規格救急車、消防資機材の計画的な整備・更新を進めます。
- 消防団の消防力向上のため、消防施設の適正な配置を図ります。
- 消防団員の確保に向けた取り組みを進めます。

#### 救急車出動状況・火災発生状況の推移



<資料：消防本部調べ>



一宮町防火パレード(家原遺跡公園)

## 第3節 災害に強いまちづくり(消防・救急)

### 2. 火災予防対策の推進

- 春・秋季火災予防運動、文化財防火デー等の行事を通じて、市民一人ひとりの日頃からの防火意識の啓発に努めます。
- 住宅用火災警報器の普及啓発に努めます。
- 防火管理講習会を開催するとともに、防火管理体制の強化を図ります。また、違反対象物の是正に努めます。
- 危険物に係のある事業所に対して、安全管理の徹底を呼びかけるとともに、広く市民に危険物に対する意識の啓発に努めます。

### 3. 救急救命体制の強化

- 普通救命講習会を実施し、市民による応急手当の普及啓発を図り、救急車到着前の救護を充実します。
- 救急救命体制の強化を図るため、救急救命士の養成や高度救命用資機材の充実を図ります。

- 救急患者の搬送と受入れを円滑かつ確実にするため、医師会、県など関係機関と連携しながら、絶えず救急医療体制の検証と見直しを実施します。

### 重点事業

消防救急無線デジタル化整備事業・消防本部施設整備計画事業・火災予防運動行事事業・住宅用火災警報器の設置促進事業・防火対象物立入検査推進事業・危険物施設立入検査推進事業・普通救命講習普及事業、応急手当講習普及事業・救急救命士養成事業、MC協議会推進事業・消防団消防施設整備事業



宍粟市消防出初式(揖保川河川敷)



AED(自動体外式除細動器)講習

### まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
火災発生件数	件/年	26	22	18	15
住宅用火災警報器設置世帯数・ 設置率	世帯	5,062	9,900	11,000	12,400
	%	36.6	69.2	76.9	86.7
救命率	%	10.0	10.0	10.0	12.0
救急救命士養成数(累計)	人	25	27	29	30
普通救命講習実施数	回/年	33	52	52	52

\*救命率とは、心臓の疾患が原因でかつ、心肺停止の時点を一市民により目撃された症例のうち、1か月後生存が確認された症例の率です。全国平均9.1% 救急蘇生統計(2008年)

## 第4節 交通安全・防犯対策の推進(交通安全対策)

### めざすまちの姿

交通ルールが遵守され、安全で安心な交通社会が形成されたまちをめざします。

### 現状と課題

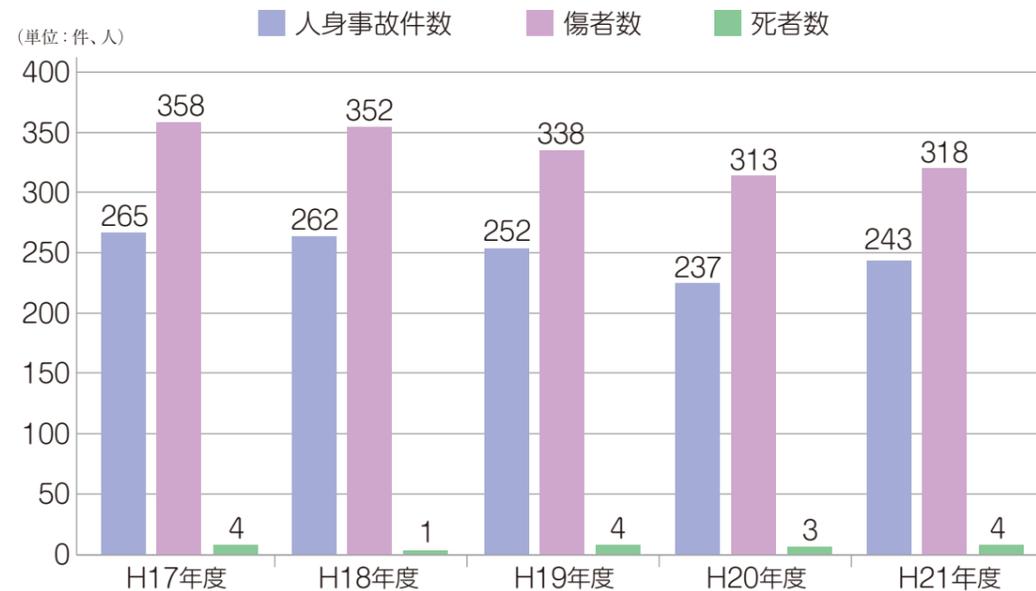
車両運転者や歩行者に対する交通マナーの啓発活動や、高齢者や幼児・児童・生徒を対象とした交通安全教室の実施など、関係機関と連携しながら、交通安全意識の高揚と事故防止に取り組んでいます。

しかしながら、市内の交通事故件数は、横ばい傾向にあり、死者数は増加し重大事故が発生し、特に、高齢者が当事者となる事故が、件数・死傷者数ともに増加しています。高齢化の進行に伴い、今後も事故の増加が一層懸念され、高齢者の事故防止対策が急務となっています。

また、交通事故を抑制するには、幅員狭小区間の改良や歩道の未設置箇所の整備など、通行上危険な区域の早期解消を図る必要があります。

さらに、ガードレール・カーブミラーの設置など交通安全施設の整備・充実に取り組んでいくことが必要となっています。

### 事故等発生状況の推移



<資料：宍粟警察署>

### 市民・事業者等と行政の役割

#### 市民・事業者等の役割

- 交通ルールとマナーを遵守し、交通安全に心がけます。
- 通学・通園時間帯を中心に地域の子どもの見守り活動への参加に努めます。
- 交通事故危険箇所や安全施設の破損などを発見した時には通報に努めます。

#### 行政が果たす役割

- 「宍粟市交通安全計画」に基づき、関係機関と協議・連携しながら、効果的な交通安全対策を進めます。
- 交通事故危険箇所について、交通安全施設の整備を進めます。

- 高齢者大学や老人クラブ活動などを通じて、交通安全教室を開催します。

- 各種団体や事業所などと連携し、交通安全の啓発に努めます。

#### 2. 交通安全施設の整備

- 交通事故の危険性の軽減と円滑な交通の確保に向け、車両や歩行者の通行量が多い危険箇所を中心に、国・県に対しても働きかけ、歩道の設置や道路改良の整備を進めます。

- ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。

### 重点事業

交通安全教室事業・交通安全施設設置事業

### 取り組みのあらまし (個別施策の展開)

#### 1. 交通安全教育と啓発の推進

- 宍粟警察や山崎・安積交通安全協会と連携しながら、これまで実施している幼稚園・保育所(園)及び小・中学校の交通安全教室を継続的に実施します。



### まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
交通死亡事故件数	件	4	0	0	0
交通事故発生件数	件	1,563	1,500	1,425	1,350

## 第4節 交通安全・防犯対策の推進(防犯対策)

### めざすまちの姿

市民一人ひとりの防犯意識が高まり、犯罪や事件が少ない安全・安心なまちをめざします。

### 現状と課題

全国的に、子どもや高齢者などの社会的弱者を対象とした犯罪が増加し、社会情勢を反映した新たな犯罪も増加傾向にあるなか、本市においても、犯罪の発生件数は増加しており、平成21年には337件となっています。

地域の防犯対策では、自治会、ボランティアなどを中心に防犯灯の設置、「こども110番の家」の設置、通学児の子ども見守り活動、まちづくり防犯グループによる巡回活動など、市民自らの力で地域の暮らしの安全を守っていく取り組みが積極的に展開されています。このように、「地域の安

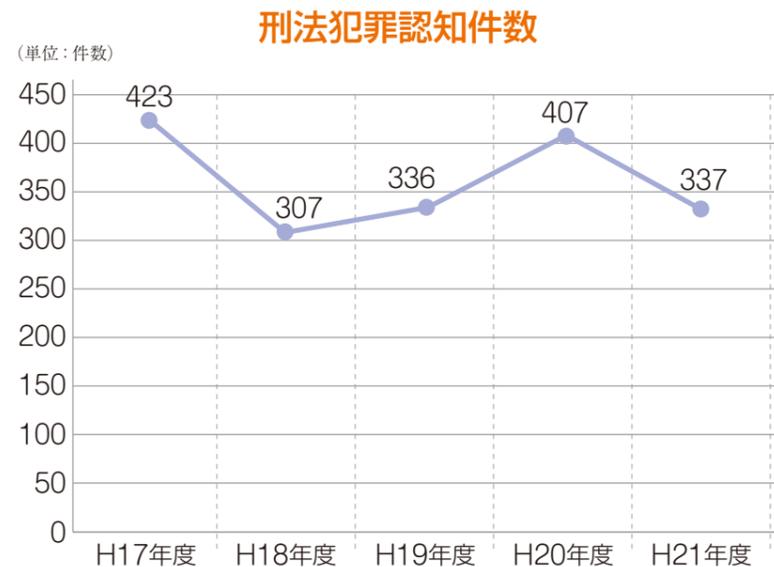
全は地域で守る」共助の考えのもとに、ボランティア団体、警察、学校、行政などの関係機関が一体となって、安全確保に向けた取り組みを行うことが重要となります。

また、振り込め詐欺事件や悪質商法などの消費生活に関するトラブルが増加しており、社会問題となっています。このため、市民一人ひとりが犯罪に対する危機意識を持つとともに、学校・家庭・地域・行政が一体となった取り組みを行い、犯罪者に狙われない、犯罪者をつくらない、地域社会を形成していくことが求められています。

### まちづくりアンケート調査結果

消費者トラブルに対する啓発活動、相談体制が十分できていると思う市民の割合

平成22年度 39.5%



<資料: 宍粟警察署>

### 市民・事業者等と行政の役割

#### 市民・事業者等の役割

- 戸締りや防犯ブザーの設置など、自主的な防犯対策に努めます。
- 防犯パトロール、登下校時の見守りなど地域ぐるみの防犯活動への参加に努めます。
- 地域の中で声かけなどを積極的に行い、防犯情報の共有、防犯に対する意識の高揚に努めます。
- 悪徳商法をはじめ消費生活問題に対する知識を深めるように努めます。

#### 行政が果たす役割

- 市民の防犯活動への参加意識を高め、地域防犯活動への指導・相談など、地域における防犯活動を支援します。
- 消費生活や防犯に関する各種啓発や相談体制の充実を図ります。

### 取り組みのあらまし

#### (個別施策の展開)

#### 1. 防犯対策の支援・充実

- 子ども見守り隊、まちづくり防犯グループなど市民・地域による自主防犯体制の充実を図り、夜間の犯罪防止や通学児の安全確保に努めます。
- 防犯灯の整備を進めるとともに、青色防犯パトロールによる巡回を実施します。
- ボランティア団体、警察、学校、行政などが連携を図り、情報を共有するネットワーク体制を構築します。

#### 2. 安全な消費生活の確保

- 消費生活をめぐるさまざまな問題に関する情報提供や啓発活動を推進し、市民の消費生活に関する知識を高めます。
- 悪質商法など消費生活における被害者救済のため、専門知識を持った相談員による消費生活相談を充実し、問題解決に向けた助言や処理手続の支援を行います。

### 重点事業

防犯灯整備事業・防犯活動推進事業・消費者啓発事業・消費者相談事業

### まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
青色パトロール巡回数	回/年	48	96	96	96
刑法犯罪認知件数	件/年	337	300	270	245
消費者相談件数	件/年	27	110	110	110

## 第5節 新しい交通手段の確保

### めざすまちの姿

路線バスの運行確保やコミュニティバスの整備・充実により、子どもや高齢者、障がいがある人などの交通弱者が安心して、円滑に移動できるまちをめざします。

### 現状と課題

宍粟市の公共交通は、路線バスとその路線バスの休止による代替交通として一部の地域で運行している乗合バスがあり、通勤、通学、通院、買い物などの市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を果たしています。

しかしながら、自家用車の普及や少子高齢化などに伴い、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、現在の運行形態を維持していくことは厳しい状況となっています。また、一方では、高校生をはじめとする自家用車などの移動手段を持たない住民にとって、公共交通は重要な役割を担っており、効率的で利便性の高い、公共交通の確立など複雑かつ多様な課題を抱えています。

これらの課題を踏まえ、市民のニーズや地理的条件など、地域の実情にあった持続可能な公共交通の確保を図る必要があります。

### 市民・事業者等と行政の役割

#### 市民・事業者等の役割

- 効率的で利便性の高い運行に向けた事業者としての取り組みに努めます。
- 利用者や地域住民自らが、公共交通を支える一員として、利用促進に努めます。

#### 行政が果たす役割

- バスに関する情報公開・意見聴取及び関係機関との協議・連携しつつ、宍粟市の実情にあった持続可能な施策を展開します。

### 取り組みのあらまし (個別施策の展開)

#### 1. 既存公共交通の運行確保

- 広域的な路線系統となる幹線については、既存バス路線の運行維持に努め、事業者によるノウハウや資産・設備等を活用しながら安全な運行とともに利便性の向上を図ります。

- 路線バスと接続する支線として運行しているもしもしバス、思いやり号、スクールバス混乗等への運行については、利用状況等について検証を行い、地域特性・利用者ニーズに応じた運行計画の見直しなど適切な運行を図ります。

#### 2. 新しい公共交通システムの構築

- 「宍粟市地域公共交通総合連携計画」に基づき、実証運行を行う中で利用状況にあった運行形態を検証し、持続可能な公共交通システムの構築をめざします。

- 移動手段の確保だけでなく、利便性の向上、地域コミュニティの醸成など、まちづくりに寄与できる交通システムとして、地域で支え合う住民主導型運行を支援します。

### 重点事業

地方バス等公共交通維持確保対策事業・地域生活交通対策事業・乗合タクシー事業・住民主導型生活交通運行支援



### バス利用状況の推移



### まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
宍粟市コミュニティバス利用者数	人/年	7,220	7,400	7,600	7,700



## 第6節 住環境の整備(住宅・公園の充実)

### めざすまちの姿

市民・事業者・地域・行政が一体となり、住宅の耐震化、空き家制度、市営住宅及び公園の整備を促進し、快適な住環境のまちをめざします。

### 現状と課題

人口の減少、少子・高齢化社会の進行、住民のライフスタイルや家族形態が多様化するなかで、新たな時代に対応した住宅施策が求められています。

本市では、平成22年度からの10年間の「市営住宅整備計画」を策定し、老朽化が進んでいる市営住宅の建替事業を推進するとともに、魅力ある居住環境の形成を図っていく必要があります。

また、現行の建築基準法に基づく構造基準に満たない住宅が多くあり、地震災害による倒壊の危険性などが指摘されていることから、こうした住宅の耐震補強を早急に進めていくことが必要となっています。

さらに、美しい自然に囲まれながらゆっくりと時間が流れるスローライフを楽しみたい人、生まれ育った穴栗に戻って働きたい人などを支援する「空き家制度」の充実も進めていく必要があります。

潤いとやすらぎのある居住空間を創出するうえで重要な役割を担う公園は、スポーツ・レクリエーションの場のほか、地域コミュニティ活動の場や災害における広域避難場所となるなど、多様な機能を市民に提供しています。この多面的な機能が十分に発揮され、市民に親しまれる公園の管理や整備が必要となっています。

### まちづくりアンケート調査結果

住宅周辺や道路、公園で良好な景観が形成されていると思う市民の割合  
平成22年度 65.5%

### 市民・事業者等と行政の役割

#### 市民・事業者等の役割

- 市民自ら住みやすい環境づくりに努めます。
- 地域に密着した親しみのある公園づくりへの参加に努めます。

#### 行政が果たす役割

- 市営住宅の需要の把握と地域の実情に応じた安全な居住環境の整備に努めます。
- 公園・緑地の適正な維持・管理に努めます。

### 取り組みのあらまし (個別施策の展開)

#### 1. 住宅環境の充実

- 老朽化した市営住宅の整備を図るため、市営住宅整備計画に基づき更新(建替)します。
- 宅地分譲による市有遊休地の利活用の推進や、空き家情報を充実し住環境の整備に努めます。
- 災害時の家屋倒壊の被害から市民の生命・財産を守るため、「簡易耐震診断推進事業」・「わが家の耐震改修促進事業」を継続的に推進し、住宅の耐震化を推進します。
- 高齢化社会の進行を踏まえ、高齢者などに配慮した市営住宅の整備を推進するとともに、維持管理、修繕計画を策定し適正な管理に努めます。

#### 2. 公園・緑地の整備促進

- 公園・緑地の美観及び安全性を維持し、地域コミュニティ活動の場や広域避難場所など、多面的な機能が発揮できるように努めます。
- 地域に密着した公園づくりを推進するとともに、市民と協働で維持管理できる仕組みの構築を図ります。

### 重点事業

市営住宅整備事業・公園施設修繕事業



染河内ふれあい公園

### まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
住宅整備計画建替戸数	%	74.1	87	100	—
	戸数	80/108	94/108	108/108	—

## 第6節 住環境の整備(上下水道の整備)

### めざすまちの姿

安全で良質な飲料水が安定供給され、かつ、下水道が完備した衛生的で快適な暮らしが営まれるまちをめざします。

### 現状と課題

上水道は、健康で文化的な市民生活を支える必要不可欠な生活基盤であることから、市民ニーズを反映して、効果的で計画的な施設整備を行うなど、飲料水の将来的な安定供給に努める必要があります。

水道普及率では、96.4%で県内の平均普及率99.8%を下回っていることから、上水道の未普及区域の解消に努めるとともに、老朽化した施設・管路の計画的な更新を行い、安全な飲料水の提供に努めなければなりません。

水道事業経営においては、業務の効率化・合理化を図るなど一層の経営努力を行い、適正な料金設定の下、健全経営を推進していくことから、上水道事業と簡易水道事業の経営統合が必要であります。

下水道では、市民の衛生的で快適な暮らしづくりや河川などの公共用水域の水質保全など、市民生活に欠かすことができない施設であります。

水洗化率は、99.2%の下水道整備率に対し、89.9%と低い状況であり、水洗化率の向上を図っていくとともに、下水道施設の適正な維持管理及び老朽化した施設の計画的な更新を図る必要があります。

下水道事業経営においては、施設管理費や借入金の返済などの経費が収入を大きく上回っており、市の一般会計からの赤字補填に頼らざるを得ない状況であります。経

営状況の明確化と透明性の向上などの観点から、下水道事業の地方公営企業法の適用について検討する必要があります。

### 市民・事業者等と行政の役割

#### 市民・事業者等の役割

- 水を限りある大切な資源として認識し、節水に心がけます。
- 自家水の水質検査に努めます。
- 上下水道の早期の接続に努めます。
- 下水道施設は、市民共有の財産であることを認識し、適切な排水処理に心がけます。

#### 行政が果たす役割

- 飲料水の安定供給を図るため、施設整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。
- 上下水道事業の健全な経営に努めます。
- 上下水道の未接続世帯への普及啓発に努めます。

### 取り組みのあらまし (個別施策の展開)

#### 1. 安定供給体制の確立

- 安定した良質な飲料水を供給するため、水質の保全に努め、水源施設、配水施設の充実など給水能力の向上を図ります。
- 老朽化した管路の更新については、漏水対策など水道の有収率向上の観点から計画的な整備に努めるとともに、耐震化に配慮します。

- 水が有限の資源であることを市民に啓発するとともに、節水に対する意識の高揚を図り水道事業に対する理解を求めます。

#### 2. 水道事業の健全な財政運営

- 水道事業が独立採算制に基づく公営企業であることから、水道料金の適正化、民間委託も含めた経営の合理化・効率化を推進します。
- 上水道事業と簡易水道事業の経営統合を推進します。

#### 3. 下水道施設の維持管理・水質保全

- 市民の快適な生活環境づくりや河川などの公共用水域の水質保全のため、下水道の必要性や重要性について積極的なPRに努め、下水道未接続の住宅や事業所などの水洗化の促進に積極的に努めます。
- 老朽化が進む管渠、マンホールポンプなどの計画的な更新を進めていきます。
- 浄化槽設置区域における水洗化促進を図るため、PRや啓発活動を行うとともに、浄化槽設置費を助成します。

- 都市計画区域内の中心市街地における雨水対策として、雨水幹線管渠の整備を進めます。

#### 4. 下水道事業の健全な財政運営

- 下水道事業の経営の健全化を図るため、使用料の適正化に努めます。
- 経営状況の明確化と透明性の向上など、下水道事業の地方公営企業法の適用を進めます。
- 浄化センター施設の統廃合の検討や下水道事務の民間委託化の推進など、効率化・適正化に努めます。

### 重点事業

上下水道接続普及事業・上下水道事業経営健全化事業・上下水道維持管理事業

### まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
有収率(上水道)	%	85.3	88.0	90.0	90.0
経営収支比率(上水道)	%	101.9	106.0	102.7	100.5
下水道接続率	%	89.9	91.5	93.0	95.0
料金回収率(下水道)	%	44.2	50.5	51.0	52.0

※有収率：年間の総配水量のうち、料金徴収の対象となった水量（有収水量）の割合です。  
 ※経営収支比率：経常的な費用が、経常的収益によってどの程度賄われているかを示す割合です。  
 ※下水道接続率：水洗化率とも言う。処理区域内人口に対する水洗便所設置済人口の割合です。  
 ※料金回収率：汚水処理に要した費用に対する使用料の回収率を表しており、下水道事業の経営状況を表す数値です。

## 第7節 有効な土地利用

### めざすまちの姿

計画的な土地利用により、自然環境と調和し市民が「住みよい」と感じることができ、まちをめざします。

### 現状と課題

本市は、総面積658.60km<sup>2</sup>と広大な土地面積を有していますが、約9割の山林と、その残りの1割を都市計画区域が4,901ha、農業振興地域6,095ha、保安林22,471haとなっているほか、国定公園区域や県立自然公園区域等がそれぞれ指定されており、効率的で計画的な土地利用を推進していくことが求められています。

市街地では、これまでに土地区画整理事業を進めていますが、進捗率4.2%と低い状況にあり、市街地の良好な住環境対策が求められています。

山林部では、地籍調査が完了しておらず不在森林所有者の増加や高齢化に伴い森林の荒廃が加速し、境界に関する記憶（人証）や境界の目印（物証）が年々失われてきており、このままでは、森林の荒廃が進むだけでなく、近い将来には山林の境界の消滅が危惧されていることから、引き続き山林部地籍調査を実施していく必要があります。

### 市民・事業者等と行政の役割

#### 市民・事業者等の役割

- 都市計画制度や規制等の土地利用についての理解を深めるように努めます。
- 山林部調査について、現地調査の立会いなどの協力を努めます。

#### 行政が果たす役割

- 「宍粟市都市計画マスタープラン」を策定し、総合的・計画的な土地利用の推進を図ります。
- 地籍調査実施計画を策定し、早期に調査完了を目指します。

### 取り組みのあらまし (個別施策の展開)

#### 1. 計画的な土地利用の推進

- 山崎町中井・段地区において、土地区画整理事業等を活用した良好な住環境整備を推進します。
- 県緑条例で指定する対象地域で、1,000平方メートル以上（一部の区域は500平方メートル以上）の規模の開発行為に対し適正な指導を行います。

#### 2. 地籍調査の推進

- 調査未了の山林部調査について、自治会及び土地所有者等の協力を得て順次進めます。

### 重点事業

土地区画整理事業・地籍調査事業



都市計画区域

### まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
地籍調査進捗率	%	54	57	60	62